

山田みやこの活動報告

令和元年7月28日(日)

NPO法人とちぎ教育ネットワークRe-Start記念講演会に参加

子ども中心の学びの時代へ

～なぜ、教育機会確保法が必要なのか～

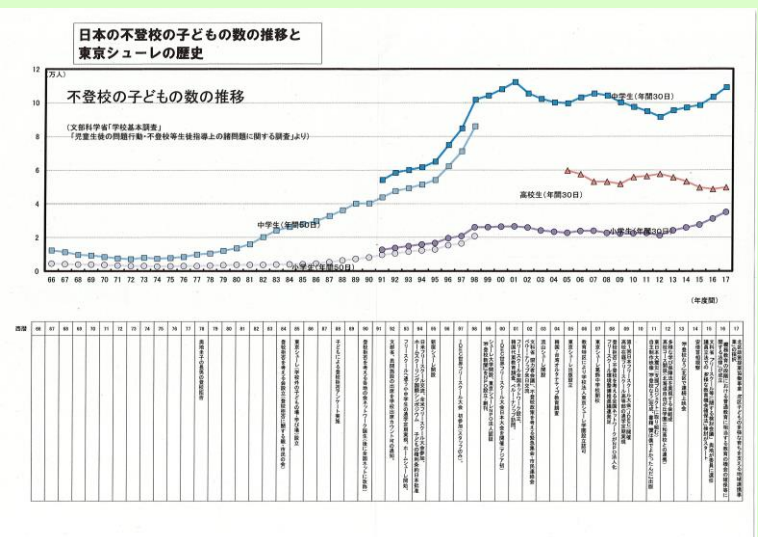
講師 NPO法人 東京シューレ理事長

登校拒否を考える会代表 奥地 圭子氏

教員の中堅的な立場にいた1978年、自分の子どもが不登校・拒食症になった。当時“子どものため”と言って上から目線で本当に子どもの立場に立っていなかった。この経験からいのち(子ども)と制度(学校)のミスマッチがある。不登校の子ども達が問題行動を起こすとされるが、本来は制度(学校)を変えることが必要。学校と距離をとった時間があっても大丈夫。学歴社会はすぐには変わらないから、家庭(親)が信頼され味方になる。親の会への参加も声をかけた。孤立をしないために。

義務教育は子どもが学校に行かなければならないという義務ではない。すべての子どもの学ぶ権利のための“大人の義務”である。不登校は義務違反ではないが、登校への圧力のかかる環境がある。そこで親の会を作り、フリースクール・フリースペース・子どもの居場所を作った。

しかし、公的支援がなく社会的にも低くみられる。不登校新聞・シンポジウムや本による発信を行ってきた。2009年「不登校の子ども権利宣言」を現実のものにするため「フリースクールの改策提言」をまとめ、学校以外の多様な学びを選ぶことができ、公的支援も得られる制度となる新法が必要と文科省や国会議員に提言し、市民発の新法づくりに取り組んだ。2016年12月「教育機会確保法」が成立。長い間、国が取ってきた不登校政策は「学校復帰」が前提だったが、確保法の成立により学校復帰のみが前提ではなくなり「問題行動ではない」「休養も必要」「学校以外の学びも必要」と不登校を巡る状況が変わりつつある。以前にはなかった公民連携の話が進んでいる。



県・市・区・学校など公的な立場で不登校に関わる人の研修にフリースクール関係者が呼ばれることが増え、公民の連携協議会が生まれている。世田谷区では区の予算で学校復帰を目指さない適応指導教室の運営を東京シューレが請け負っている。

しかし一方では、長期の休み明けに多くの自殺がある。学校は苦しい子が確実にいる。学校が苦しくても行かなければいけないという状況にあり、学校絶対の価値観と、学校教育法の学校のみが正規の教育の仕組みになっている。確保法や国の動きの変化が教育委員会や学校にあまり伝わっておらず、子どもや親が旧態依然の扱いを受けて苦しんでいることも事実である。

不登校の子どもたちは上から枠づけられるのではなく、個性やペース、気持ちや状況を尊重され自分が安心できる環境の下では、素晴らしい感性や能力を発揮し自分らしく成長していく子ども中心の学びこそ本来の学びである。多様な学びを選択できる実際を作り出したい、という言葉で締めくくられた。

本県においても高根沢町に「ひよこの家」が先駆的な取り組みとして実在している。しかし『学校復帰を目的とした』現状の適応指導教室の存在がまだまだある。世田谷区のようにフリースクール・フリースペースの理解と公民連携が求められる。